

令和7年小野町議会定例会6月会議

議事日程（第2号）

令和7年6月12日（木曜日）午後6時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	古	崎	泰	介	君	2番	橋	本	善	雄	君	
3番	國	分	順	一	君	4番	羽	生	洋	市	君	
5番	會	田	百	合	子	君	6番	緑	川	久	子	君
7番	先	崎	勝	馬	君	8番	竹	川	里	志	君	
9番	宗	像	芳	男	君	10番	水	野	正	廣	君	
11番	中	野	孝	一	君	12番	田	村	弘	文	君	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	村	上	昭	正	君	教 育 長	有	賀	仁	一	君	
総務課長兼 デジタル 推進室長	先	崎	秀	一	君	企画政策課長兼 まちづくり 推進室長	折	笠	顕	一	君	
町民生活課長	矢	吹	昌	之	君	健康福祉課長	佐	藤	金	哉	君	
子育て支援課長	吉	田		隆	君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	西	牧	英	一	君	
地域整備課長兼 新庁舎整備室長	矢	吹	浩	司	君	教 育 課 長	赤	坂	泰	秀	君	
会計管理者 兼出納室長 兼税務課長	味	原	廣	一	君	代表監査委員	佐	久	間	金	治	君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	郡	司	治	子	書	記	鈴	木	健	之	
書 記	吉	田	浩	太	朗	書	記	国	分	勝	理

開議 午後 6時00分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和7年小野町議会定例会6月会議、第2日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（田村弘文君） 日程第1、一般質問を行います。

議長の手元に届いている一般質問通告者は7名であり、本日は通告順に4名の議員が登壇し、一般質問を行います。

本日の一般質問は、小野町議会運営基準、また、議会会議規則、また、議会基本条例に基づいて行います。

次に、質疑応答は一問一答式を用い、質疑回数は3回までといたします。質問者は事前の通告内容に従い、簡潔明瞭に質問をしてください。

◇ 緑川久子君

○議長（田村弘文君） 初めに、6番、緑川久子議員の発言を許します。

6番、緑川久子議員。

[6番 緑川久子君登壇]

○6番（緑川久子君） 皆様、こんばんは。本日は夜間議会の開催ということで、よろしくお願ひします。

それでは、ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って私のほうから2点質問します。

まず初めに、発達障害のある子供の早期発見、早期支援について、こども家庭庁の5歳児健診の普及とサポート体制について質問します。

文部科学省の令和7年度の調査によりますと、通常学級に在籍する小・中学生の8.8%に学習や行動に困難のある発達障害の可能性があることが分かりました。10年前から2.3%増えております。発達に不安のある子供さん、児童が年々増加傾向にあることから、こども家庭庁は早期の発見により就学前の適切な支援につなげ

るために、令和7年度から現在行われている1歳半と3歳、そして小学校の入学前の健診に加え、言葉の理解や対人関係などの社会的な発達状況を把握する上で有効とされる5歳児健診の普及を推進します。

また、あわせて自治体には、子供1人当たりの費用助成の引上げや、健診に必要な医師や保健師などを確保する費用や研修費などを助成し、健診後の子供の特性や心配事に関しての相談やサポート体制など、様々な支援体制を整備し、強化する方針を示しており、現在、14%の5歳児健診の実施率を令和28年度までには100%にすることを目指します。

しかしながら、自治体によっては専門医や保健師といった専門的な人材不足や財源不足なども指摘されており、ほかにも健診後のフォローアップ体制にも課題が残るようですが、発達障害は早期に把握し、発達に応じた適切な支援につなげていくことがその後の子供の発達に大きな影響を及ぼすことから、早期の対応が重要であると言われております。早期の対応により不登校が減少したという調査結果も報告されています。

町としても様々な課題があることと思いますが、今年度、こども家庭庁の示した5歳児健診の普及と相談体制をはじめとした発達障害の早期発見、サポート体制などの支援策についてどのように取り組んでいくのか、町の考えをお聞かせください。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） 6番、緑川久子議員のご質問にお答えいたします。

町では、発達障害児の割合が増加傾向にあることから、3歳児健診以降の就学前の幼児期において、発達面で支援の必要な幼児を早急に発見し、適切な支援につなげるとともに保護者の不安の軽減や就学に向けた支援を行うため、令和4年度より5歳児健診を行ってまいりました。令和6年度までの県内自治体における実施数は、15市町村と全体の約25%であり、その中でも当町は4番目と早い時期から取り組んでおります。

健診の結果、経過観察が必要な場合は医療機関への受診勧奨のほか、町の子供の相談室や幼児教育施設での巡回相談を通じて、専門職である臨床心理士が個別の相談や助言を行っております。

また、発達支援教室では、小規模な集団での活動を通して要支援児の情報を保護者と共有し、就学や医療機関等の受診に向けた理解を図っております。更に教育委員会所管の特別支援教育推進連絡協議会においても、これまでの支援の経過や就学に向けての支援方針の検討や共有を行うことで、スムーズな小学校への移行支援を行っております。

今後もこれらの事業を一体的に行い、特別な支援を必要とする子供たちや発達障害等への気づきを含め、子育ての不安や悩みを持つ保護者の方への支援を行ってまいりたいと考えております。

それから付け加えますと、小学校、中学校においては、発達障害児のために支援員を小野町ではほかの町に負けないほど、配置をさせていただいております。議員ご発言のとおり、こういったことはしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（田村弘文君） 緑川久子議員。

[6番 緑川久子君登壇]

○6番（緑川久子君） ただいまの町長の答弁で、町では昨年度より5歳児健診を実施しているとのことで、大変心強く思います。また、現在取り組んでいる様々な支援策も伺いました。

発達障害を含む特別な支援を要する子供たちにとって、本人の支援も大事ですが、その子供たちを支えるご

家族、保護者への支援も大切だと思います。これからも発達段階に応じた適切な支援を受けられるように、子ども家庭庁をはじめとした国や県、学校などの教育機関や医療、福祉などの関係機関や保護者との連携を深め、課題となっている5歳児健診後のフォローアップ体制などの支援体制なども整備し、サポート体制の充実を図っていただきたいと思います。

全ての子供たちが安心して健やかに成長できるように、これからも子育て支援をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、高齢者などの交通弱者の交通手段の確保について、国や県の補助事業を活用したA I、人工知能、デマンド交通の導入について質問します。

まず初めに、A I デマンド交通とはどんなものなのか簡単に説明させていただきますと、A I、人工知能などのデジタル技術を活用した利用者の予約状況に合わせて運行する乗り合いの交通手段です。

現在、町では高齢者などの利用者を限定したタクシー助成が実施されており、利用者の方には喜ばれていますが、今後、高齢による運転免許返納者など、交通弱者が増えてくる状況にあることから、地域の足である移動手段の確保が大きな課題になっています。

多くの自治体では、高齢化、人口減少が進む中、地域の活性化とより効率的で利便性の高い公共交通を目指し、A I デマンド交通の導入または導入に向けて、国や県の補助事業などを活用し、実証運行をはじめ、様々な取組が行われています。

町としても、今年度の令和7年おのまち創生総合戦略の中で、人口減少に適したまちづくりの対策としても掲げられているA I デマンド交通の導入を国や県の様々な補助制度などを積極的に活用するなどして、実現化に向けて検討すべきときなのではないかと思われませんが、町の考えをお聞かせください。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

交通弱者の移動手段の確保につきましては、おのまち創生総合戦略のほか、昨年6月に策定した小野町地域公共交通計画に基づき、小野町地域公共交通活性化協議会において、様々な交通モードについて検討を進めており、議員質問のA I デマンド交通も検討の一つと考えております。

A I デマンド交通は、A I を活用して利用者側の要求に合わせて柔軟に運行する交通機関として、全国各地で導入されており、本町においても新しい交通システムとして導入した場合の利用の需要予測やA I システム等の導入経費と運行経費、また、国・県からの助成制度など、様々な角度から調査検討は必要であると感じております。

町といたしましては、今後も引き続き、利便性の高い持続可能な公共交通の実現を目指して、既存の交通事業者を含め、住民や地域の関係者と協働で、地域の特性や実情に応じた最適な移動手段の維持、確保に向けた検討を進めてまいります。

今現在、町では行政区ごとに懇談会をさせていただいております。その要望の中で、どの地域からも要望があるのがこの高齢者の方々の交通確保であります。これは喫緊の課題だと思っておりますし、また、様々な今、事業展開をされている自治体がありますけれども、メリット、デメリットがあります。

やっぱり巡回バスとかですとそのバス停まで行けないとか、デマンドタクシーですとみんなを乗せて歩くと

最初に乗った方が一番最後まで乗っていないといけないとか、いろんな課題がございまして、それから自動運転バスも実証運転に同乗しましたけれども、これもまた予算の面で相当な予算がかかりますし、いろんな課題があるかと思えます。

しかし、議員ご発言のとおり、これは町民の皆さんの本当に強い要望でありますので、しっかりと検討して、高齢者の皆さん、弱者の皆さんの足の確保を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（田村弘文君） 緑川久子議員。

〔6番 緑川久子君登壇〕

○6番（緑川久子君） 前向きに検討していただくということで、よろしくをお願いします。

町では、多くの高齢者がこれからの移動手段に不安を覚えています。AI デマンド交通やその他の公共交通の導入については、小野町の実情に合った公共交通手段の選定や導入に向けての維持費や運営費など財源をはじめとして、ほかにも様々な検討しなければならない課題や問題点があるかと思えますが、国や県の補助事業や補助金を活用して、地域の足として公共交通手段を確保していただきたいと思えます。

今後、ますます高齢化が進み、移動手段を持たない町民が増えてきます。新庁舎も町なかから遠くなります。町民の皆様が安心して生活を送れますように公共交通手段を喫緊の課題として、早急に検討していただくことを要望しまして、以上で私の質問を終わります。

○議長（田村弘文君） 以上で、6番、緑川久子議員の一般質問を終わります。

◇ 國 分 順 一 君

○議長（田村弘文君） 次に、3番、國分順一議員の発言を許します。

3番、國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って町の健康事業について5点質問させていただきます。

まず初めに、特定健診受診率についてであります。

特定健診は、メタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病を早期発見し、早期対策に結びつけることが目的であり、法律に基づいて保険者が実施することになっております。

本町の特定健診受診率を調べたところ、令和4年度は38.74%で、福島県の市町村では4番目に低い受診率となっております。また、令和5年度は、令和7年4月に更新されたデータでは39.1%で、3番目に低い受診率となっております。

令和4年度の受診率で30%台は5市町村、令和5年度の受診率で30%台は同じく5市町村です。なお、令和4年度、福島県の市を除いた町村だけの受診率は50.43%、令和5年度は50.96%です。いかに本町の特定健診受診率が低いか町長もお分かりかと思えます。

そこで、町民の健康を守るためにも、1人でも多くの町民の方に特定健診を受診していただくためにどのような対策を考えておられるのか町長にお伺いします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） 3番、國分順一議員のご質問にお答えいたします。

特定健診を受診していただくためにどのような対策を考えているのかとのご質問ですが、当町におけるこれまでの特定健診の受診率は、議員ご指摘のとおり大変低い数値となっていることから、町といたしましては、町民の皆さんの特定健診の受診の機会が少しでも得られるよう、例年6月初旬に発送しておりました住民総合健診の受診券を5月下旬に発送し、予約期間を長くするなどの対応を行っているところであります。

なお、予約されていない方に対する受診勧奨の具体的な内容といたしましては、再度通知を発送するほか、電話による受診勧奨及び保健師や管理栄養士による戸別訪問を行うとともに、11月に実施する追加健診の際にも、事前に勧奨通知を発送するとともに、予約されていない方には再度電話による勧奨を行うことで、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、継続的にかかりつけ医を受診しており、健診を受診しない方については、医療機関において施設健診での受診について勧奨していただけるよう協力を依頼することや、今年度新たに実施しております小野町70周年記念デジタル健康ポイント事業を活用しながら、特定健診の受診率向上につなげてまいりたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、県内で下から3番目という受診率、私としても大変これは重く受け止めております。健康のまちづくりを私としては町の大きなテーマとしておりますので、今申し上げましたようなことを一つ一つ、もう一回、洗いざらい点検をし直して、町民の皆さんに健康づくり、そして健康診断を受けていただくような努力をしっかりと庁内職員一同、検討して進めてまいりたいと考えておりますので、様々なご意見等ありましたら、またお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 次に、小野町国保人間ドック費用助成事業について質問させていただきます。

本町には、国保人間ドック費用助成事業があり、対象者は年度中に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳到達の国保被保険者、昨年度の対象者で人間ドック費用助成を受けていない被保険者であります。助成内容としましては、町で契約した町内外の8つの医療機関で実施する人間ドック費用の7割を町で助成し、自己負担は3割です。

人間ドックは通常の健診より検査項目が多く、より専門的な検査を受けることにより通常の健診では分かりにくい病気を発見できる可能性が高いというメリットがあります。今後、定期的に検査を受け、もし隠れている病気があったならば早期に発見し、適切な治療をすることが重要と考えます。

そこで、現在、5年に一度の人間ドック費用助成の期間を短縮し、例えば3年に一度にするなどして、健康管理の大切さを町民の方に知っていただく施策を実行するべきと考えますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

人間ドックの費用助成についてであります。当町におきましては5年ごとの節目の年に対象となる方に費用の助成を行っているところであります。また、令和4年度からは対象となる年に予約ができなかったり、受診日に何らかの理由で受診することができなかった人がいるとのことから、対象となる年の翌年までを受診の対象としているところであります。

今後、対象となる期間を短縮してはどうかのご質問であります。このことにつきましては、以前からの検討課題として協議を行っているところであります。議員ご発言のとおり、人間ドックは通常の健康診断では見つけにくい病気を早期に発見することで、生活習慣病の予防等につながり、医療費の適正化に大きな効果があると考えられます。

その反面、期間を短縮することで、国民健康保険事業における財政負担が増すことになり、その財源については加入者からお預かりする国民健康保険税で賄わなければならない、助成する費用の総額が高額になることで、財源となる国民健康保険税率の引上げが想定されることから、収支のバランスを勘案しながら慎重に判断してまいりたいと考えておりますので、議員のご理解をお願いいたします。

この人間ドックにつきましては、私も議員時代は國分議員と同じように何度も質問した経緯がございます。先ほど最後に申し上げましたように、補助率を上げたり回数を増やす、これは本当に必要だとは思いますが、保険税にかかってくるというようなこともございますので、しっかりとその辺は、ほかの市町村等、いろんなやり方をしているところがございますので、参考にさせていただいて、今後十分な検討をしてまいりたいと思っておりますのでご理解をいただければと思います。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 次に、人間ドックオプション検査について質問させていただきます。

人間ドックには基本検査と別料金で受けるオプション検査があります。オプション検査には脳ドックや心臓ドック、レントゲン写真では検出の難しい小さな肺病変が検出できる胸部CTなど、通常の間ドックの基本検査プログラムにはないより詳しく調べられる検査があります。

私の知人でも、朝、元気に仕事に行き、会社で倒れてしまったということもありました。自覚症状がなくても病巣が潜んでいることも多々あります。現在は人間ドック費用には助成がありますが、オプション検査には助成がありません。オプション検査にも費用の上限を決めて、費用の助成をしてはいかかがと考えますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

脳ドックや心臓ドックなどの人間ドックのオプション検査についても上限額を決めて、費用の助成をしてはどうかのご質問でございますが、現状ではこれらの検査に係る費用の助成は行っていないところであります。

議員ご発言のとおり、オプション検査を行うことでより詳しい検査を受けることができ、特定の病気を早期に発見し、早期の治療が可能であるという点では、健康を守る上で大きな効果が期待できるものと考えております。しかしながら、先ほど答弁させていただきましたとおり、その費用は国民健康保険税で賄わなければならないことから慎重に判断してまいりたいと考えております。

この質問に関しましては、以前にも同様の質問をお受けしていることから、期間の短縮や助成費用の増額などについて、継続的に検討を行っているところでありますが、これらの費用の財源につきましては町からの繰り出しは認められないことから、国民健康保険加入者の負担を鑑みると、慎重にならざるを得ない状況となっておりますので、議員のご理解をお願いいたします。

このことにつきましても、やはりそこに助成をしてオプションを受けていただくということは非常に大事なことだと思いますけれども、様々な費用面も含めて十分検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 次に、制度の周知について質問させていただきます。

人間ドック費用助成事業については、私も大変よい事業だと思います。しかしながら、令和6年度申込み率は40歳で26.7%、45歳で21.4%、50歳で7.1%、55歳で10%、60歳で15.4%、65歳で39.7%、70歳で30.1%と低い数字となっております。原因はいろいろあるかと思いますが、やはり制度について周知が足りないのかなと感じます。

検査費用については医療機関によって違いますが、1日検査で約4万円から8万円弱、自己負担額は約1万2,000円から2万3,000円です。検査の種類は医療機関によってプログラムが決められています。オプション検査も医療機関によって費用も種類も違います。

また、この検査はこの病気を見つけるのに有効だなど、様々な情報を提供し、気軽に相談できる体制を整え、制度の周知を図るべきと考えますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

人間ドックに係る制度の周知についてのご質問であります。昨年度対象となりました40歳から70歳までの対象者240名のうち、受診をした方は67名おり、全体の受診率は27.9%でありましたが、議員ご指摘のとおり、各年代ともに低い数値となっておりますことから、周知の方法については何らかの改善をしていかなければならないと考えております。

現在の周知方法については、広報おのまちに掲載するとともに対象者宛てに受診のご案内と検査までの流れや実施医療機関、医療機関ごとの検査項目、費用の一覧などを同封した案内を4月に発送しており、現時点においては約40名の申込みがあるところであります。

なお、各医療機関で実施しますオプション検査についての費用の助成は行っていないことから、それらに係る情報の提供は行っておりませんが、次年度に向けて、どのような情報を提供できるか検討してまいりたいと考えております。

また、受診率の向上を図るには適切な制度の周知が重要であると考えておりますので、制度の周知に合わせて町民の皆さんからの相談についても対応してまいりたいと考えております。

この人間ドックの予約については、以前は町に申し込んで、町が医療機関に連絡をして予約を取り付けたということだったんですけれども、現在はそれぞれの方々が自分で予約をしていただくという、それぞれの都合

があるものですから、こちらで指定はできないとのことであります。

ですから、自分で予約を取っていただくということになっていまして、この予約が本当に取れないんですね。相当な医療機関、いろんなところに電話しても3か月待ち、4か月待ちは当然でありますので、そういった事情もこの受診率の低さになっているのかなというところも正直言って、ございます。

ですから、そういったことも含めて、医療機関をどうのこうのということではできないんですけれども、いろいろ方策をお願いしたり、受診していただく対策をあらゆる面から検討して進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 次に、事業内容の見直しについて質問させていただきます。

先ほどの質問で、人間ドック費用助成事業の申込み率が低いの中には、原因がいろいろあると思うと申し上げました。例えば自己負担率を現在の3割から2割にするとか、契約医療機関の中には、基本的な人間ドックの検査を受けなくてもオプション検査を受けられるところもあるので、町の特健診を受けてもオプション検査にも助成をするとか、町民の方が利用しやすいように事業内容を精査し、事業内容の見直しをするべきと考えますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

町民が利用しやすいよう事業内容を見直しはどうかのご質問であります。人間ドックの事業におきましては各自自治体において様々な対応が取られているところであります。一例を申し上げますと、当町では個人負担を3割とし、町が残りの7割を負担する方式を取っておりますが、節目健診とはせず、国民健康保険の被保険者は毎年受診対象とし、2万円や3万円を上限に助成するといったところもあることから、どのような方法が利用しやすい方法なのか、他自治体の状況も踏まえ、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

また、福島県では、国保制度を将来にわたって安定的で持続可能なものとするため、令和11年度を目途に保険税水準の統一を目指し、協議が進められております。保険税が統一されることにより、人間ドックや保健事業においても統一することが検討されており、現在、県を中心にワーキンググループなどが開催され、協議が進められておりますが、まだ不確定なところも多い状況となっており、その状況も注視しながら健康について考える機会を得られるような制度設計を図ってまいりたいと考えておりますので、議員のご理解をお願いいたします。

先ほど申し上げましたように様々な課題がございますので、しっかりとその辺を踏まえて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 本日、町の健康事業について5点質問させていただきましたが、命に関わる問題であります。自分の命は自分で守るという考えもあるかと思いますが、町として関わる公助も大切でないかと思えます。人間はいつ病気になるか分かりません。そのリスクを早めに察知し、病気になった場合には早期発見、早

期治療をして、元の生活に戻る体制を町としてもつくっていただくよう希望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田村弘文君） 以上で、3番、國分順一議員の一般質問を終わります。

◇ 會 田 百 合 子 君

○議長（田村弘文君） 次に、5番、會田百合子議員の発言を許します。

5番、會田百合子議員。

〔5番 會田百合子君登壇〕

○5番（會田百合子君） それでは、通告に従い質問をいたします。

まず初めに、不法投棄対策について質問いたします。

不法投棄は法律で定められた場所以外にごみを捨てる行為です。たばこや空き缶などのポイ捨て行為、業者が回収できないものを捨てることなど、全て不法投棄となります。不法投棄は全国的にも深刻な問題であり、小野町でも例外ではありません。昨年は浮金地区において不法投棄が確認され、最近では小野赤沼地区において段ボールの空き箱が多数捨てられることが確認されています。

このようなごみが捨てられている現場は、道路の脇などの身近なところですが、のり面の高さが人間の背丈を超えるほどの高さで、普通に歩いていても見えません。また、普通に自家用車などで通っても確認することは困難な場所です。水田地帯が近くにある住民の方は、風が吹いて水田に入ってしまうのではないかと心配していましたが、役場の担当者に連絡し、すぐに撤去作業を行っていただきました。

このような不法投棄は人通りが少なく、人目につかない場所や時間帯を見て行われていると思います。以前、一般質問でポイ捨てのことについてお聞きし、見回りや看板を設置すると答弁していただきました。町の景観を守るためにも不法投棄はあってはならないことです。町としてどのような対策を取られるのか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） 5番、會田百合子議員のご質問にお答えいたします。

不法投棄対策に係るご質問ですが、現状では町民からの通報や不法投棄パトロールの結果、数多くの場所でのポイ捨てや不法投棄が確認されており、道路敷きへの空き缶やペットボトルなどのポイ捨てから、人の往来の少ない山間部においては、生活用品や家電製品及び事業活動で発生したであろう廃棄物にまで多岐に及んでいるところであります。

以前にもご質問いただいておりますが、不法投棄を少しでも減少させるため、引き続き注意喚起の看板の設置や広報活動を進めていくことに加え、今年度においては廃棄物最終処分場への搬入、廃棄物の監視業務に従事していただくため、新たに会計年度任用職員を雇用しておりますが、その業務の合間に不法投棄へのパトロールと回収作業を実施しております。

また、福島県においては各市町村に産業廃棄物の不法投棄監視員を配置しており、当町の監視員においても

月に4日程度、主に山間部を中心に町内のパトロールを実施しておりますので、お互いに連携を図りながら監視体制の強化を図るとともに、6月と9月は県の不法投棄防止強調月間であることから、広報おのまちや町公式ウェブサイトなどにおいて不法投棄防止の周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

ごみのないきれいな地域をつくるために町民の皆さんの協力をいただきながら、一丸となって対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以前にも議員からこの質問をいただきました。以前にも増して、つい最近、かなり多くなってきたような気がします。これも空き缶とかポイ捨てに関しましてはやはり草が生い茂っているところに捨てていくというような、そういう状況がありますので、道路脇の草の除草、これもしっかりと進めていきたいと思っております。

それから、山奥に捨てていく、これも非常に問題でありますけれども、なかなか夜、捨てるのか、人がいないときに来て捨てるのか分かりませんが、こういったことも何らかの対応を取っていかないと、先ほど申し上げましたようにどんどん多くなってきておりますので、しっかりと対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田村弘文君） 會田百合子議員。

〔5番 會田百合子君登壇〕

○5番（會田百合子君） 次に、丘灯至夫記念館について質問いたします。

丘灯至夫先生は小野町出身であり、詩人、作詞家として活躍され、小野町の名誉町民第1号です。その丘先生の記念館は、1993年にふるさと文化の館の2階にオープンされました。昨年は「マンガ ふるさとの偉人 小さな巨人 作詞家丘灯至夫物語」の本が完成し、各世帯に配布されました。また、美しい日本語を愛した丘先生の功績をたたえる事業として、作詞コンクールも開催されました。このように小野町出身で活躍された偉人がいたのだと改めて知った町民もいたと思ひます。

今、空き家が問題になっていますが、町の商店街も空き家が多くなりました。この商店街の空き家を利用して記念館を移転すれば、気軽に入ることができるのではないのでしょうか。町なかで企画展などがあれば、歩いていても、車で通っても目につきやすい場所には入りやすく、入館者も増えると思ひます。

文化の館の2階では丘先生のすばらしい歌を流すことができません。作品の展示はもちろん、歌を聴いたり歌ったり、コミュニケーションの場所として活用できると思ひます。将来的に移転は難しいとしても、分館をつくることは考えられるかお伺ひいたします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） ご質問内容が教育委員会所管の内容でありますので、教育長に答弁いたさせます。

○議長（田村弘文君） 有賀教育長。

○教育長（有賀仁一君） お答えいたします。

丘灯至夫記念館は、ふるさと文化の館が開館した平成5年に同時開館しております。当時は図書館2階の視聴覚コーナーに併設されたものでしたが、平成22年にリニューアルし、現在の形となっております。

昨年度は、令和5年度に完成しました「マンガ ふるさとの偉人 小さな巨人 作詞家丘灯至夫物語」を踏まえ、作詞コンクールを開催して、丘先生の功績を改めて顕彰することができました。本年度は町制70周年記念事業として、この作詞コンクールで入賞した作品の1点に曲をつけ、合唱曲を作成する予定です。

議員ご発言のとおり、丘灯至夫記念館の分館を町内の商店街に設置することができれば、当町へお越しただく多くの方々に、町なかで気軽に丘先生の功績に触れていただくことができるかと思えます。しかし、分館を設置することとなりますと、展示物の管理や来館者の対応などで人員配置が必要となります。また、駐車場の確保や資料管理の面からのセキュリティー対策なども検討する必要があり、現段階で分館を新たに設けることは課題が多く、困難であると考えます。

今後は現在の丘灯至夫記念館の内容の更なる充実と町内外へのPRの強化を図り、多くの方々にご来館いただけるよう努めてまいります。

○議長（田村弘文君） 會田百合子議員。

〔5番 會田百合子君登壇〕

○5番（會田百合子君） 今、教育長のほうから答弁いただいたんですけども、図書館の前の「高校三年生」のあれですね。あれも何か町民の方で分からない方もいて、たまたま私、そこで聴いていたら、ここで音楽鳴るんですねと言われたので、やっぱり周知が大切だなと思えますので、よろしく願いいたします。

次に、図書館の環境について質問いたします。

広報おのまちで、100冊の本を読んでゴールを目指す読書マラソン完走者の記事を見かけます。そのほかにも読書用の通帳がつくれ、記帳すると自分の読んだ本の記録や履歴を管理することができるなど、読書に向けた工夫で楽しむことができます。

読書は文字を追いかけるばかりでなく、その行為により知識を得ることや思考力を向上させること、また、集中力や表現力、そして、コミュニケーション能力など、いろいろな能力を育むことができます。

私が最近読んだ本の内容の一部を紹介します。成功の原動力は読書である。本を読むことで発想が尽きない。新しい仕事を成し遂げるには善悪はともかくとして、知っていることが必要。そうすることで新しい視点を得ることができる。名著、偉人、成功者の本を読んでいると知恵が得られると書かれておりました。

小さな頃から本に興味を持ち、本に触れることを習慣にすることはとても大切なことです。図書館は静寂に利用するのが当たり前のことなのですが、緊張感に委縮してしまうことがあります。ある図書館では、足音やページをめくる音などの細かい音が気にならないようにBGMを流す工夫をしています。本町でもこのような工夫をされてはどうかお伺いいたします。

○議長（田村弘文君） 有賀教育長。

○教育長（有賀仁一君） お答えいたします。

ふるさと文化の館が開館しました当初、静か過ぎると気を遣ってしまうのではないかと考え、BGMを流した時期がありました。しかし、静かな環境で読書や学習をしたいという利用者の方々からのご意見などもあり、中止した経緯がございます。

しかしながら、議員ご発言のとおり、図書館で過ごされる方には様々な意見がありますので、今後、図書館においてアンケート調査等を実施しながら、施設を利用される方々に心地よい環境を提供できるよう調査研究をしてまいりたいと思えます。

○議長（田村弘文君） 會田百合子議員。

〔5番 會田百合子君登壇〕

○5番（會田百合子君） 次に、読書スペースと学習スペースについて質問いたします。

図書館の窓側には3台の机が配置されており、郷土史料館にも同じように3台の机が配置されています。これらの場所は読書や学習スペースとしての利用が可能となっています。しかし、学習している生徒の近くの本棚は、本を探しに行くのに気を遣い、ちゅうちょしてしまうことがあると聞きます。

先ほども話しましたが、学習はもちろん、本に興味を持ち、本に触れることはとても大切なことです。読書スペースと学習スペースを区切って、それぞれの利用しやすい環境をつくることを考えてはどうかお伺いいたします。

○議長（田村弘文君） 有賀教育長。

○教育長（有賀仁一君） お答えいたします。

ふるさと文化の館の図書館では、窓際などに読書を楽しむための閲覧コーナーを設けており、机や低いテーブルを配した席と椅子のみの席を用意しております。中にはここで学習されている方もおり、本を探したい方が気を遣われてしまうこともあるようです。もともと閲覧コーナーであって、学習スペースではありませんが、利用者の拡大、便宜を図るということで活用を認めているところであります。

現在、学習スペースとしては郷土史料館にテーブル席を設けておりますので、学習される方にはそちらをご利用いただくなど工夫をしながら、学習される方、読書される方、どちらにも過ごしやすい環境となるよう検討してまいりたいと思います。

○議長（田村弘文君） 會田百合子議員。

〔5番 會田百合子君登壇〕

○5番（會田百合子君） 教育長からの答弁をいただきまして、ますます町民の方が利用しやすい図書館づくりにご尽力いただければと思います。

以上で私の質問を終了いたします。

○議長（田村弘文君） 以上で、5番、會田百合子議員の一般質問を終わります。

◇ 先 崎 勝 馬 君

○議長（田村弘文君） 次に、7番、先崎勝馬議員の発言を許します。

7番、先崎勝馬議員。

〔7番 先崎勝馬君登壇〕

○7番（先崎勝馬君） それでは、通告に従って一般質問させていただきます。

まず、タクシー利用料金助成事業についてでございます。

タクシー料金が4月16日に改定され、初乗り料金が580円から700円に、加算距離も248メートルにつき90円から260メートルにつき100円に値上げになりました。平成29年4月より施行されている助成事業について、70歳以上、障害1、2級の人、妊娠中または産後12か月以内の方、運転免許自主返納の方が1回利用で、距離関係なく800円、ただしこれは町内だけの利用ですが、こういう事業が値上げになってもそのまま継続していた

だけなのかどうか、利用者の方が心配している方がいらっしやったものですから、その辺について確認させていただきます。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） 7番、先崎勝馬議員のご質問にお答えいたします。

小野町タクシー利用料金助成事業は、高齢化が急速に進む中、平成28年3月の地方バス路線の廃止等により高齢者を中心とする交通弱者が増加することが予想されることから、既存の公共交通機関以外の町内の新たな公共交通システムとしてスタートした制度であります。

議員ご発言のタクシー料金につきましては、物価高騰により燃料費や人件費の上昇が経営を圧迫し、適正な利益を確保できないとして、全国的に値上げ改定となりました。この改定に伴い、タクシー料金の助成負担に影響を及ぼすことが懸念されますが、昨今の長引く物価高騰により、住民の経済的負担が増加している状況を踏まえ、現時点では当面、自己負担額上限800円を継続していく考えであります。

なお、今後の社会情勢や本事業の利用状況を注視しながら、自己負担上限の変更の是非やタイミングについて判断してまいりたいと考えております。また、将来の本町における公共交通の在り方についても、現行制度の検証を加え、併せて調査検討を進めてまいります。

このタクシー事業でありますけれども、4月、5月だけの統計になりますけれども、昨年より利用者が若干減っております。理由は定かではないんですけれども、タクシー業者がやはり台数を減らしたというところもあるのかなと思います。

そういった観点もありまして、財源的には年間で1,200万円ほど助成しております。これは1年間を見ますとそんなには変わらないんじゃないかと思っておりますので、この事業については継続してまいりたいと考えております。

この事業は、ほかの市町村から大変参考になるということをお願いしておりますので、町民の皆さんの足の確保というようなことで続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（田村弘文君） 先崎勝馬議員。

〔7番 先崎勝馬君登壇〕

○7番（先崎勝馬君） そういうことで、ぜひこのまま継続していただくと、よろしくお願いいたします。

続きまして、同じようなあれなんです、新庁舎ができた場合の交通手段としてお伺いいたします。先ほど同僚の緑川議員が同じような質問をされましたので、重なるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

町民の足として、新庁舎ができた場合に、高齢者が住んでいる、なかなか距離が遠くなりまして、やっぱり同じようなタクシー助成とかデマンドタクシーとか巡回バスとかという、いろんなそういう交通手段が必要になると思いますが、その辺もやっぱり考える必要があると思います。

例えば出先へのサテライト的な、出先の機関とかコンビニでいろいろ手続できるというふうなこともありますが、どうしても本庁舎、役場に行かないと手続できないことというのは必ずありますので、その辺の交通手段としてもいろいろ検討すべきだと思っておりますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

新庁舎建設予定地付近を通る公共交通機関は、現在タクシーのみのため、庁舎を移転することによって、住民の方々の交通手段に支障を及ぼすことがないよう、何らかの対策が必要であることは重々承知しております。

このため、交通手段の選択肢を増やし、新庁舎には公共交通機関を利用してお越しいただけるような環境の整備が重要であるとともに、デジタルの活用により役場に出向く必要のない仕組みを構築し、移動負担の軽減を図る検討も求められていると考えております。

本町の公共交通施策につきましては、先ほどの緑川議員に答弁しましたとおり、おのまち創生総合戦略のほか、小野町地域公共交通計画の方針に沿って進めており、交通手段の選択肢を増やすという観点から、現在の路線バスの運行経路の変更やデマンド交通、日本版ライドシェアの導入など、様々な方策について町民ニーズを捉えながら、調査検討を行い、地域の重要な暮らしの足の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

新庁舎は当然、場所が変わりますので、その交通手段も大事であります。それから病院とか買い物、いろんなことで、先ほども申し上げましたように、皆さん方の足の確保は重要だと考えておりますので、早急に検討して、進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（田村弘文君） 先崎勝馬議員。

〔7番 先崎勝馬君登壇〕

○7番（先崎勝馬君） それでは、次の質問に移ります。

ふるさと納税についてお伺いいたします。

先日の福島民報の新聞報道で、令和6年度、福島県全体で13億6,838万円増の102億3,484万円になった。初の100億円の大台に乗り、6市町村では1億円増になったとの報道がありました。ちなみに当町では297万円減の1,221万円でした。三春町でも1,084万円増の3,585万円であり、近隣の市町村でも増額しているため、少し対策が必要と思われます。矢吹町ではふるさと納税係を設置して対応したため、一挙に5,000万円増になったそうです。

当町でも今、話題になっている米も返礼品にするとか、早急な対策が必要と思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

ふるさと納税事業につきましては、町総合計画の重点事業に位置づけており、ふるさと納税の寄附額増加に向けて、返礼品の充実や発信力の強化を図るため、返礼品提供事業者の増や返礼品の開拓、既存の返礼品のブラッシュアップ、事業者向けのセミナーなどに取り組んでおります。

議員ご提案の小野町産米につきましても返礼品として取り扱っており、今年度は3か月連続で、小野町産米が届く定期便とした返礼品も新規に登録いたしております。また、小野町産のお米が届くだけでなく、田植えや稲刈りなどの体験メニューも加えた田んぼ区画オーナー制度のような返礼品も現在検討しており、そのほかの返礼品も含め、今後も新規開拓や既存メニューの充実、更にはあらゆる手段を活用しながら、ふるさと納税の情報発信の強化にも力を注いで、寄附額増加に努めてまいります。

ふるさと納税については自主財源の確保はもとより、この制度を契機として町外の方から魅力ある町、選ば

れる町となるよう取り組んでまいります。

議員ご発言のとおり、ふるさと納税は、我が町においては少し少な過ぎるなと思っております。いろんなことに使えるお金をぜひふるさと納税で確保しなければならないと考えております。今年度から、ふるさと納税係はいないんですけれども、そういった係を1人設置しております、しっかりと対応をしている状況でありますけれども、先ほども申しあげましたように返礼品だけじゃなくて、ここにいただいて、納税をしていただくというのは、そういうメニューもいろいろ考えながら、ぜひふるさと納税の増額をしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（田村弘文君） 先崎勝馬議員。

〔7番 先崎勝馬君登壇〕

○7番（先崎勝馬君） ぜひ増税になるようによろしく願いいたします。

最後になりますが、中学校の部活についてお伺いいたします。

それは外部指導者の謝礼金支払いについてでございます。最近、部活動を外部指導員にお願いしておりますが、特に女子バレーボールについては外部指導員が熱心にほぼ毎日ぐらいに指導しております。週末になると、町外のチームと練習試合を組んだり、各地に遠征しております。その成果が最近表れまして、先日も、今年2回目なんです、田村地方の大会で優勝しております。来週の17日は県中大会に行くとなりました。

また、その指導者を募ってか、玉川村からわざわざ小野中に通っている子供と田村市からも小野中に通って、バレーをやっている子供もいます。こういう中学生から関係人口が増えるということは非常にすばらしいことだと思っております。

そういうことでいろいろ指導していただいて、いろいろ遠征しているにもかかわらず、全く無償というのもちょっとどうか。あちこち移動しますと燃料代とか何かかかると思っています。やっぱり年間の何らかの謝礼金をお支払いすることが必要だと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） 教育委員会所管の内容でありますので、教育長に答弁いたさせます。

○議長（田村弘文君） 有賀教育長。

○教育長（有賀仁一君） お答えいたします。

現在、小野中学校の部活動は8つの運動部と2つの文化部、合計10の部で編成されています。うち4つの部において教員以外の指導者、いわゆる外部指導者が入っており、週に数回程度、指導に関わっていただいております。

議員ご発言のとおり、外部指導者の皆様には日頃の練習はもとより、各種大会や休日における町内外での練習試合などにも広範囲にわたって、顧問教員と共に生徒の指導に当たっていただいております。そのご尽力には敬意を表するとともに心より感謝を申し上げる次第です。

外部指導者に入っていただくことで、より専門的な指導を受けることができ、技術力の向上が図られ、個々の技能やチーム力のレベルアップにつながっています。また、それに加え、生徒のモチベーションの向上や指導者との人間関係の構築など、教育上、多くの面で生徒の好ましい人間形成にもつながり、多くの利点があると感じております。

現在、外部指導者の皆様には、スポーツ少年団の指導者同様、ボランティアで指導に当たっていただいております。部活動における外部指導者への謝礼は、一般的には受益者負担、つまり保護者から徴収する部費などの活動費から負担することが原則であります。

しかし、今後は生徒数が減少し、部活動の存続や活動の在り方に大きな影響が出てくることが懸念されますので、生徒が希望する活動やより多くの経験ができるよう、部活動環境の整備に努めるとともに、外部指導者への謝金に係る公費負担についても検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（田村弘文君） 先崎勝馬議員。

〔7番 先崎勝馬君登壇〕

○7番（先崎勝馬君） その件についてはぜひ検討していただきたいと思います。

それからせっかくそういうふうな部活が一生懸命、みんな、中学生もやっていますので、こういうふうになくなるということはすばらしいことだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（田村弘文君） 以上で、7番、先崎勝馬議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって本日の会議日程は全て終了いたしました。

なお、明日6月13日の一般質問も午後6時からいたします。

傍聴者の皆様には遅くまで傍聴いただきまして、誠にありがとうございます。

明日も3名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、ぜひ議場のほうに足をお運びいただければと、そのように思っております。暗くなっておりますので、気をつけて帰宅するようにお願いいたします。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

散会 午後 7時17分